

令和5・6年度

酒 田 市

競争入札（見積）参加資格審査申請

（小修繕工事（50万円以下））

提出の手引き

令和4年11月1日現在

目次	1 申請できる方	1 ページ
	2 参加資格（登録）有効期間	1 ページ
	3 受付期間	1 ページ
	4 受付方法	1 ページ
	5 申請内容の公表	2 ページ
	6 対象となる契約	2 ページ
	7 提出書類	2 ページ
	8 その他	3 ページ
	9 登録後に変更が生じたとき	3 ページ

酒田市では特別な場合を除き、競争入札（見積）参加資格審査申請により資格審査を行い、指名競争入札参加者登録簿に登録された方に業務を発注いたします。

酒田市が発注する（小修繕工事（50万円以下））の業務を希望される方は必ず申請を行ってください。

1 申請できる方

酒田市が発注する（**小修繕工事（50万円以下）**）に係る競争入札、又は見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない方。

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

● 次のいずれかに該当する場合

- ・ 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）

● 各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

※ 個人にあつては酒田市内に主たる事業所または住所を有する方。法人にあつては酒田市内に本店を有する方。かつ、個人、法人ともに次の要件を満たす方です。

- ・ 建設工事で、競争入札（見積）参加資格申請をされてない方
- ・ 希望業種を履行するために、必要な資格または許可等を有する方
- ・ 下記の①から⑥までの全ての条件を満たす方。

- ① 酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）
- ② 酒田市内に事業所を所有又は賃貸借等により借用していること
- ③ 常時雇用している従業員または事業所の責任者が常駐していること（「常駐」とは、原則として事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること）
- ④ 2～3か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること
- ⑤ 郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）
- ⑥ 電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（ただし、携帯電話への転送を除く）

2 参加資格（登録）有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、有効期間中に登録した場合は登録日から令和7年3月31日まで

3 受付期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）まで【当日消印有効】

※ 令和5年4月1日登録を希望される方は、受付期間中に申請をお願いします。

受付期間終了後の随時受付は、令和5年4月中旬から開始の予定です。

4 受付方法

申請書類の受付は【郵送のみ】で行います。（窓口での受付は行いません）

封筒に「競争入札（見積）参加申請（小修繕工事（50万円以下））」と記入の上、下記宛先までお送りください。

【宛先・問合せ先】

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

（個別番号） 酒田市総務部契約検査課（市役所2階）

電話 0234-26-5708（直通）

FAX 0234-26-5738

☆この申請のほかに「測量・建設コンサルタント等」や「物品・役務・賃貸借」の登録申請を行う方は、それぞれ申請ごとに郵送してください。

☆酒田地区広域行政組合分は、同組合消防本部総務警防課総務係（〒998-0859 山形県酒田市大町字上割43番地の1／電話 0234-31-7119）へ提出してください。その際の提出先は「酒田市長 宛」ではなく、「管理者 酒田市長 宛」となりますので、ご注意ください。

☆受理証の発行を希望される方は、必ず、宛先を記入し、84円切手を貼った返信用定形封筒を同封してください（受理証は、書類審査完了後の発行となります。即日発行となりませんのでご了承ください）。

☆書類の不備や登録の要件を満たさない場合は、受理できない場合もありますので申請書類等を十分ご確認の上、お送りください。

5 申請内容の公表（令和3年度より実施）

書類審査完了後、社名又は名称、住所、電話番号、営業種目等を市ホームページで公表しますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上申請してください。

6 対象となる契約

内容が軽易で履行が容易な予定金額が税込50万円以下の契約で、次のとおりです。

区 分	修 繕 内 容
建 築 関 係	① 大工 ② 左官・石 ③ 屋根・板金 ④ 塗装 ⑤ 内外装（床材・壁材・天井材など） ⑥ ガラス ⑦ 建具（障子・ふすま・網戸・サッシ・シャッターなど） ⑧ その他（畳・棚・家具・カーテン・その他建築物の修繕）
設 備 関 係	① 給排水衛生設備・給湯設備・ガス設備 ② 空気調和設備（冷暖房・ボイラーなど） ③ 電気設備（配線・照明器具・スイッチ・コンセント類） ④ その他（機械器具設置・電気通信設備・消防設備・その他設備の修繕）
土 木 関 係	① 土工、舗装、フェンスなど
そ の 他	上記以外

7 提出書類

(0) チェックリスト

(1) 酒田市小修繕契約希望者登録申請書

(2) 納税証明書 (原本又は写し)

書類名	説明
法人税 (法人) 申告所得税 (個人) 及び消費税・地方消費税の納税証明書	所在地の税務署で発行 法人：その3の3 個人：その3の2
市税の納税証明書 (市内業者のみ)	○法人 (市役所で発行) 最新の納税証明書 (確定申告期限が過ぎた年度のもの) ○個人 (市役所で発行) 令和3年度の納税証明書 令和5年4月中旬からの随時受付については、申請時点での最新年度の納税証明書をお願いします。

(3) 資格・免許等の写し

登録を希望する業種を施工するために必要な資格または免許等の写し

(4) 身分を証する書類

○法人・・・登記事項証明書 (原本又は写し)

○個人・・・身分証明書 (原本又は写し)

(5) 印鑑証明書 (原本)

(6) 使用印鑑届 (実印以外の印鑑を使用する方)

(7) 暴力団排除に関する誓約書

(8) 資本関係・人的関係調書 (書式を変更しました)

(9) 誓約書 (※添付書類あり 書式を変更しました)

8 その他

- ・小修繕工事 (50万円以下) の見積り合わせのみの参加申請となります。
- ・建設工事との2重の申請は出来ません。金額に制限のない建設工事等の入札、見積り合わせに参加を希望される方は、小修繕ではなく、建設工事の参加申請を行ってください。
- ・この登録申請は、酒田市上下水道部で建設工事を発注する場合にも適用されます。
- ・提出書類の押印は、指定がない限り実印で押印してください。
- ・各種証明書は、申請日から遡って3ヶ月以内に発行したものを提出してください。
- ・申請書様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.city.sakata.lg.jp/shisei/nyusatsu/oshirase.html#cmsBC4BB>

(「入札・契約」の「入札・契約に関するお知らせ」の『入札参加』にあります)

- ・申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。
- ・登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。
- ・申請された情報は、情報公開の請求があったときは、酒田市情報公開条例等に基づいて、公開する場合があります。

9 登録後変更が生じたとき

登録事項の変更が必要になります。速やかに競争入札 (見積) 参加資格審査申請事項変更届を提出してください。変更内容により提出書類が変わります。変更届提出書類一覧に従い、添付書類を変更届に添付してください。